## 答 弁 第 七 六 号平成二十四年二月二十四日受領

## 内閣衆質一八〇第七六号

平成二十四年二月二十四日

内閣総理大臣 野 田 佳 彦

衆 議 院 議長 横 路 孝 弘 殿

衆議院議員吉井英勝君提出情報収集衛星の契約における三菱電機の過大請求に関する再質問に対し、 別紙

答弁書を送付する。

衆議院議員吉井英勝君提出情報収集衛星の契約における三菱電機の過大請求に関する再質問に対する

答弁書

### (一) について

独立行政法人情報通信研究機構(平成十六年(二千四年)三月までは独立行政法人通信総合研究所。以

下「NICT」という。)においては、平成二十四年(二千十二年)二月三日、三菱電機株式会社 。 以 下

「三菱電機」という。)から、 NICTとの契約において不適切な請求を行っていたとの報告を受け、 情

報収集衛星に係る契約を含め、 現在、 事実関係について調査中であり、 お尋ねについては、 お答えするこ

とは困難である。

### (二) について

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (平成十五年 (二千三年) 九月までは新エネルギー

産業技術総合開発機構。以下「NEDO」という。)においては、 三菱電機による過大請求について調

査を行っているが、 現時点においても不適切な請求は確認されていない。

### (三) について

三菱電機による過大請求に関する調査は、 内閣衛星情報センター、 防衛省 (平成十九年 (二千七年) 一

月八日までは防衛庁。 以下同じ。)、 独立行政法人宇宙航空研究開発機構 (平成十五年 (二千三年) 九月

までは宇宙開発事業団。 以下「JAXA」という。)、NICT及びNEDOにおいて行っている。

この調査は、 内閣衛星情報センターでは、これまでに三菱電機との間で行った情報収集衛星の開発等の

事業に係る全ての契約を、NEDOでは、同事業の委託を受けた財団法人資源探査用観測システム・宇宙

環境利用研究開発機構 (平成十八年(二千六年)四月二日までは財団法人資源探査用観測システム研究開

発機構。 以下「JAROS」という。)が三菱電機との間で行った全ての契約を、 防衛省、 JAXA及び

NICTTは、 これまでに三菱電機との間で行った全ての契約を、 それぞれ対象とし、 これらの契約にお

ける過大請求に係る事実関係の全容の解明を図っているものである。

過大請求が確認された場合には、三菱電機に過払金の返納等を行わせることとしている。

これらの調査の終了時期については、現時点でお答えすることは困難である。

### (四) について

お尋ね の防衛省と三菱電機との間で行った契約については、 網羅的にお答えすることは困難であるが、

現時点で確認できる範囲では、 同省において主な装備品等の調達を行っている装備施設本部における平成

二十二年度 (二千十年度) の契約で、 ①現在履行中の契約の件数及び金額の総計、 ②①のうち一般競争入

札の方式による契約の件数及び金額の総計、 ③①のうち随意契約の方式による契約の件数及び金額の総計

をお示しすると、次のとおりである。

①百二十一件、九百九十二億四千六十一万千七百八十五円 ②九十七件、三百五十一億六千七百九十六

万九千九百三十五円 ③二十四件、六百四十億七千二百六十四万千八百五十円

(五) について

これまでに防衛省とJAXAとの間で行った契約はあるが、 このうち、 現時点で確認できる範囲では、

JAXAが三菱電機に業務の一部を請け負わせたものはない。

また、これまでに防衛省とNICTとの間で契約を行い、NICTが三菱電機に業務の一部を請け負わ

せたものは、 現時点で確認できる範囲では、平成二十一年度(二千九年度)に一件あり、 その金額は、三

十万四千五百円である。

(六) について

これまでに防衛省と三菱電機との間で行った弾道ミサイル防衛 (以下「BMD」という。) 関連の契約

については、 現時点で確認できる範囲では、 契約件数は二十件であり、 契約金額の総計は四百二十一

千五百四十一万九千百円である。

防衛省と三菱電機との間で行ったBMD関連の契約についても、 (三) についてで述べた調査の

対象としている。

(七) について

これまでに防衛省と三菱重工業株式会社(以下「三菱重工業」という。)との間で行った「地対空誘導

弾ペトリオット」の契約については、 現時点で確認できる範囲では、 契約金額の総計は、二千六百二十八

億二千九百九十六万二千五百円である。

また、三菱重工業の「三菱電機を含めた再契約先の事業者名」については、 現時点で確認できる範囲で

は、三菱電機、ダイセル化学工業株式会社(当時)、ダイキン工業株式会社、株式会社IHIエアロスペ

ース、株式会社日立製作所、 日本電気株式会社、日本無線株式会社、株式会社東芝、 日本飛行機株式会社

などがあるが、 全ての事業者名やそれぞれの「再契約額」 については網羅的に把握していないため、 お答

えすることは困難である。

また、三菱重工業からは、 これらの 「再契約先」 等については聞いていない。

### (八) について

防衛省においては、これまで同省と三菱電機との間で行った契約のほか、 三菱電機が下請負となる契約

も含め、 三菱電機が行った同省に関係する全ての契約について、 (三) についてで述べた調査の対象とし

ている。

### (九) について

三菱電機は、 弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイルの日米共同開発事業に参画しており、 防衛省

においては、 同事業に関しても、 についてで述べた調査の対象としている。

### (十) について

静止地球環境観測衛星「ひまわり八号」及び同「ひまわり九号」については、 その製造等業務請負を、

三菱電機との間で一括して契約しており、その契約金額は二百九十三億九千八百九十五万円である。また、

当該契約については、 一般競争入札による落札額を確定額として行われたものであることから、 お尋ねの

ような調査を行う予定はない。

### (十一) について

情報収集衛星等の打上げを行ったH−ⅡAロケット及びH−ⅡBロケットの開発等の事業については、

現時点で確認できる範囲では、三菱電機は再委託先とはなっておらず、同事業について(三)についてで

述べた調査の対象とはしていない。

宇宙ステーション補給機「こうのとり」(HTV)の開発事業については、実施主体であるJAXAが、

三菱電機との間の契約について、 (三) についてで述べた調査の対象としている。

なお、 三菱重工業については、 過大請求があったとは承知しておらず、 お尋ねのような調査を行う予定

はない。

### (十二) について

準天頂衛星システムに関しては、国土交通省と三菱電機との間で契約を行っており、現時点で確認でき

る平成十七年度(二千五年度)から平成二十二年度(二千十年度)までの範囲では、その契約金額の総計

は 四千五百四十九万九千六百五十円である。 当該契約については、 仕様書に基づき発注者が積算を行って

予定価格を定め、 この予定価格以下の金額で行われたものであることから、 お尋ねのような調査を行う予

定はない。

## (十三) について

内閣衛星情報センター及び防衛省による三菱電機に対する指名停止の措置は、 その期間を平成二十四年

(二千十二年) 一月二十七日から当分の間としており、 同日前に三菱電機との間で行われた既存の契約に

影響を及ぼすものではないが、 同センター及び同省においては、 現在、 徹底した調査を実施しているとこ

ろであり、 既存の契約についてもその結果を踏まえて厳正に対処することとしている。

### (十四) について

平成二十三年度 (二千十一年度) 第四次補正予算で計上している情報収集衛星の開発等に係る事業は、

現在行っている情報収集衛星の開発等の事業を前倒しして行うためのものであり、 当該事業の中には三菱

電機が実施しているものがあるが、仮にこれらの事業の前倒しを行わない場合には、外交・防衛等の安全

保障及び大規模災害等の対応等の危機管理のために必要な情報の収集に支障を来すおそれがあるため、 前

倒しを行う必要があると考えている。

# (十五)及び(十六)について

ることとしている。

当たり、 内閣衛星情報センター及び防衛省においては、 やむを得ない事由があると認められる場合には、 情報収集衛星の開発等や自衛隊の装備品の調達を行うに 三菱電機を随意契約の相手方とすることができ

な 急性の高さや、三菱電機以外の者によって当該事業を実施することが可能か否か等の観点から、 間中に締結しなければならない場合等が考えられる。 名停止期間中の三菱電機を随意契約の相手方とする十分な理由があり、 えすることは困難であるが、 い事由があると認められる場合には、三菱電機を随意契約の相手方とすることができることとしている。 やむを得ない事由があるか否かについては、契約ごとに個別具体的に判断する必要があり、一概にお答 例えば、三菱電機以外の者によって事業を実施することが困難である等、 JAXAにおいても、 かつ、その随意契約を指名停止期 事業を実施するに当たり、 やむを得 緊 指

## (十七) について

意契約の方式により契約を締結したものはなく、また、 内閣衛星情報センター及びNICTにおいては、今般の指名停止の措置後、三菱電機との間で新たに随 既存の契約の変更を行ったものはない。

防衛省においては、 現時点で確認できる範囲では、 今般の指名停止の措置後、 三菱電機との間で新たに

随意契約の方式により契約を締結したものはないが、 既存 の契約の変更を行ったものは十一 件あり、 その

①契約の件名、 ②当該変更前の契約金額、 ③当該変更の理由 (当該変更による金額の増減があった場合は

その金額)をお示しすると、次のとおりである。

①空自作戦用シミュレーション・システム用装置借上 ②四億五千二百九十一万七千五百円 ③移設時

期を確定したため

①レーダOPS-23送受信機部品 (RECEIVER, R A D A R 修理 ②百五万円 ③新たな不具

合が発見されたため(七十六万六千五百円増)

①航空機搭載衛星通信装置J/ARC-55D構成品修理 ②六百二十万五千五百円 ③代金の確定日を

延期したため

①固定式警戒管制レーダー装置J/FPS-5現地補給処整備 ②九十七万六千五百円 ③新たな不具

合が発見されたため(四百二十六万九百円増)

①BMDレーダーの技術的追認用役務 ②二千六百十四万五千円 ③役務作業が減少したため (四百四

## 十四万千五百円減)

①レーダー・セットJ/APG-1構成品修理 (診断) ②三千百七十五万二千円 ③納期と代金の確

## 定日を延期したため

①レーダー・セットJ/APG-1構成品修理 ②四億七千六百八十万五千円 ③代金の確定日を延期

### したため

①GUIDANCE A N D CONTROL SECTION, GUIDED  $\begin{matrix} M & I & S \\ S & S & I \\ L & E \end{matrix}$ 

修

理外一品目 ②三千九百五十二万六千二百円 ③役務作業が減少したため(二千四百五十万二千八百円減)

①誘導弾の調査等 ②三千七百七十一万六千円 ③概算契約について代金を確定したため(八十七万五

### 千七百円減)

①誘導弾の調査等 ②千百七万六千四百五十円 ③概算契約について代金を確定したため(五万四百円

#### 減)

①LOUVER, M E T A L DOUBLE修理外一品目 ②七百七十万千七百五十円 ③役務作業が

# 減少したため(二十三万千円減)

すると、次のとおりである。 り契約を締結したものは二件あり、 JAXAにおいては、 今般の競争参加資格の停止措置後、 その①契約の件名、 ②契約金額、 三菱電機との間で新たに随意契約の方式によ ③新たに契約を行った理由をお示し

ナ設備のシステム全体にわたる技術情報・設計情報を必要とするものであり、三菱電機はこれらの情報を 探査機の運用を継続するために、アンテナの追跡運用作業を行う必要があるところ、当該作業は、アンテ 有している唯一の会社であるため ①科学衛星・探査機運用に関わるアンテナ追跡運用作業(臼田系) ②七百五十六万円 ③科学衛星·

業は、アンテナ設備のシステム全体にわたる技術情報・設計情報を必要とするものであり、三菱電機はこ ③科学衛星 ①科学衛星・探査機運用に関わるアンテナ追跡運用作業 探査機の運用を継続するために、アンテナの追跡運用作業を行う必要があるところ、 (内之浦系) ②千三百九十一万二千五 当該作 百円

り、 その①契約の件名、 JAXAにおいて、今般の競争参加資格の停止措置後、 ②当該変更前の契約金額、 ③当該変更の理由 既存の契約の変更を行ったものは一件あ (当該変更による金額の増減があっ

れらの情報を有している唯一の会社であるため

た場合はその金額)をお示しすると、次のとおりである。

①観測ロケット打上げ作業等に伴うフライトオペレーション ②百九十九万五千円 ③観測ロケットの

打上げの延期に伴い緊急に対応する作業が発生したため(七十五万七百五十円増)

## (十八) について

防衛省においては、 実質的な指名停止措置の回避を疑われないよう、契約の相手方から他の事業者に対

する一括再委託は行わせないこととしている。 また、 契約の相手方が業務の一部を指名停止期間中の三菱

電機に請け負わせることについては、 やむを得ない事由があると認められる場合を除き、 承認しないこと

### としている。

内閣衛星情報センターにおいては、 同センターから事業の委託を受けた事業者が指名停止期間中の三菱

電機に対し再委託を行うことは、やむを得ない事由があると認められる場合を除き、 承認しないこととし

ているが、 再委託先と再々委託先との契約関係等については、 把握していない。

AXAにおいては、 JAXAから事業の委託を受けた事業者が競争参加資格停止中の三菱電機に対し

再委託を行うことは、 やむを得ない事由があると認められる場合を除き、 承認しないこととしているが、

再委託先と再々委託先との契約関係等については、 把握していない。

今後、再々委託についても、やむを得ない事由があると認められる場合を除き、承認しないこととしてい 託を行うことは、やむを得ない事由があると認められる場合を除き、承認しないこととしており、また、 NICTにおいては、 NICTから事業の委託を受けた事業者が指名停止期間中の三菱電機に対し再委

### (十九) について

る。

の閣議決定を行った平成十年(千九百九十八年)十二月二十二日(以下「情報収集衛星の導入決定日」と ていたものを、 千年)七月一日から平成二十四年(二千十二年)二月六日までに作成された書類で、 いう。) について及び(二十二)についてで述べた「確認できる範囲」については、 先の答弁書(平成二十四年二月十日内閣衆質一八〇第二八号。以下「前回答弁書」という。)(二十一) から平成二十四年(二千十二年)二月六日までに作成された書類で、同日時点で保存されていた 内閣官房内閣情報調査室及び同内閣衛星情報センターでは、 情報収集衛星の導入について 防衛省では、平成十二年(二 同日時点で保存され

ものを、

それぞれ確認したものである。

前回答弁書(二十三)についてで述べた「確認できる範囲」 については、 同日時点で保存されていた人

事関係書類を可能な限り確認したものである。

## (二十) について

お尋ねの「百四十四名」について、①氏名、②防衛省退職時の官職、 ③自衛官であった者の場合は防衛

省退職時の階級、 ④三菱電機再就職時の役職名及び職務内容を、 自衛隊法 (昭和二十九年法律第百六十五

号 第六十二条第三項の規定に基づく承認に係る関係書類によって確認できる範囲でお示しすると、 次の

とおりである。

①原充男 ②航空自衛隊第四術科学校長 ③空将補

4 嘱託、 防衛庁関連事業に関する指導及び助言

②海上自衛隊航空補給処長 ③海将補 **④嘱託、** 海上自衛隊装備品等に関する技術指導及

び助言

①高橋俊彦

①西田豊 ②航空自衛隊幹部候補生学校付 ③ 一 等 空 佐

④嘱託、 防衛装備品の開発業務に関する運用

面からの指導及び助言

①橋本徹郎 ②航空自衛隊第二補給処付 ③ 一 等 空 佐 ④従業員、 電子システム機器の開発、 製造、 修

理のための技術的指導及び助言

①筧隆保 ②霞ヶ浦駐屯地業務隊長 ③陸将補 4 顧問、 施設科装備品の運用及び整備等に関する指導

及び助言

①森和彦 ②西部航空方面隊司令官 ③ 空将 4顧問、 航空自衛隊の防衛構想及び運用構想等に関する

指導及び助言

①宮下力満 ②技術研究本部総務部総務課人事管理室長 ④計画部長付、 会計監査制度全般に関する指

導及び助言

①武藤良孝 ②情報本部技術官 **④嘱託、** 電子機器の研究開発における技術的事項全般に関する指導及

び助言

①藤井宏 ②第一高射特科団付 3 等陸佐 4嘱託、 装備! 品の運用及び整備に関する指導及び助言

①藤本四郎 ②陸上自衛隊高射学校長 (兼) 下志津駐屯地司令 ③陸将補 4)顧問、 装備品の運用構想

等に関する指導及び助言

<u>П</u> 田道雄 ②呉地方総監 ③ 海将 4顧問、 海上自衛隊の防衛構想及び運用構想等に関する指導及び

助言

①松本茂裕 ②佐世保地方総監部付 3 等海佐 **④嘱託**、 航空機搭載装備品に関する指導及び 助言

①横山敏 ②舞鶴造修補 給所長 兼 舞鶴地方総監部技術補給監理官 ③海将補 ④嘱託、 艦船搭載機

器の補給に関する指導及び助言

①小林秀至 ②阪神基地隊司令 ③海将補 4 顧問、 航空機搭載装備品等の整備に関する指導及び助言

①大久保淳 ②第十二飛行教育団司令 (兼 防府北基地司令 ③空将補 4嘱託、 航空機搭載装備品等

の運用に関する指導及び助言

① 西 垣 ジ 義治 ②航空自衛隊幹部候補生学校付 3 等空佐 4嘱託、 航空機搭載装備品等の運用に関す

る指導及び助言

①坂川隆人 ②統合幕僚学校教育課長 ③海将補 ④嘱託、 航空機搭載装備品等の整備に関する指導及

び助言

①東耕 郎 ②陸上自衛隊幹部学校付 ③一等陸佐 4 嘱託、 装備品の運用及び整備に関する指導及び

助言

①大田保重 ②陸上自衛隊補給統制本部付 (3) 一等陸佐 4 嘱託、 装備 品の整備に関する指導及び助言

①藤井信男 ②第十二旅 团 司 令部: 付 3 等 陸: 佐 (4) 嘱 託 装備! 品 の運 用に関する指導及び 助

 高橋亨 ②航空集団 司令官 ③海 将 4 顧問、 航空機搭載装備 品等の 運用等に関する指導及び 助言

①西田道生 ②技術研究本部第一 研究所長 ④嘱託、 艦艇搭載装備品等の研究開発に関する技術的側 面

からの指導及び助言

①阿部哲夫

②艦艇開発隊司令

③海将:

補

4 嘱

託

艦艇搭載装備品等の運用に関する指導及び助

①阪上廣治 ②横須賀地方総監部付 3 等海佐 4 嘱託、 艦艇搭載装備品等の運用に関する指導及び

助言

 天草洋 ②札幌駐屯地業務隊長 ③陸将補 4 嘱託、 装備 品 の研究開発に関する指導及び 助言

①廣瀨清 ②陸上自衛隊幹部学校長 **兼** 目黒駐屯地司令 ③ 陸将 (4) )顧問、 装備品 の研究開発に関

する指導及び助言

①森勉 ②陸上幕僚長 ③ 陸将 4顧問、 装備 品 の研究開発に関する指導及び助言

①袴田忠夫 ②海上自衛隊第一 術科学校長 ③海将補 4顧問、 射擊指揮装置 の研究開発に関する指導

### 及び助言

①溝上收 ②技術研究本部第二研究所飯岡支所長 **④嘱託**、 電子戦に関する研究開発に関する指導及び

#### 助言

①宗田清昭 ②装備本部会計課会計管理官 **④嘱託**、 官庁の契約制度に関する指導及び助言

①廣田義則 ②陸上自衛隊関西補給処長 (兼) 宇治駐屯地司令 ③陸将補 4顧問、 電子戦システム、

レーダー及び衛星通信関連機材全般の研究開発に関する技術的な指導及び助言

① 新 野 修 ②航空教育集団司令官 ③ 空将 4顧問、 航空機の運用に関する指導及び助言

①山崎信之郎 ②運用企画局長 4 顧問、 装備! 品 の将来の運用構想の指導及び助言

①石毛邦壽 ②航空自衛隊幹部学校付 3 等空佐 4嘱託、 通信電子機器の改善に関する指導及び助

#### 言

①今井文幸 ②航空救難団付 ③ 一 等 空 佐 **4**嘱託、 航空機装備品の改善に関する指導及び助言

①小川剛義 ②航空開発実験集団司令官 ③ 空将 4 顧問、 管制レーダー等の改善に関する指導及び助

①津々谷格 ②航空自衛隊幹部学校付 3 一等空佐 4 嘱託、 誘導武器等の改善に関する指導及び助言

①加藤典男 ②海上自衛隊第四術科学校長 ③海将補 4 顧問、 有償軍事援助調達による官給品 に関す

る指導及び助言

① 武 田 · 正 德 ② 第 一 師団長 ③ 陸将 4 顧問、 中距離地対空誘導弾及び対空レーダー等の改善に関する

指導及び助言

①平野均 ②陸上自衛隊航空学校霞ヶ浦分校長 ③陸将補 4 嘱託、 火器管制レーダーの整備及び改善

に関する指導及び助言

① 富 田 修 ②中部航空警戒管制団副司令 ③空将補 4 嘱託、 地上電子機器の改善に関する指導及び助

言

①永田辰男 ②近畿中部防衛局東海防衛支局岐阜防衛事務所長 ③ 空 将 補 4 嘱託、 防衛装備品の品質

管理に関する指導及び助言

① 堂園茂 ②技術研究本部技術開発官 (誘導武器担当) 付主任研究官 **④嘱託**、 誘導飛翔体システムに

関する技術的側面からの指導及び助言

①壁祐! 司朗 ②航空自衛隊第四術科学校長 **兼** 熊谷基地司令 ③ 空 将 補 ④電子事業部付、 警戒管制

レーダー、 航空機搭載用火器管制装置 の維持及び改善業務に関する指導及び助言

①桃木正幸 ②航空総隊司令部飛行隊司令 ③空将補 4 嘱託、 航空機搭載火器管制レーダー等に関す

る技術的動向の調査研究並びに運用及び技術面における改善等に関する指導及び助言

 小原繁 ②第一高射特科団長 ③ 陸将補 4 嘱託、 装備品の研究開発に関する指導及び助言

①新保正好 ②陸上自衛隊高射学校第一教育部長 ③陸将補 ④下志津出張所長、 中距離地対空誘導弾

の整備に関する統括業務

①弘中顯光 ② 護 衛艦隊司令部付 3 等海佐 4嘱託、 イージス戦闘システム等の改修に関する技術

支援の事業化並びに維持整備及び教育訓練事業に対する指導及び助言

①神内裕明 ②航空気象群司令 ③ 空 将 補 4 嘱託、 通信電子機器の開発及び調査研究並びに不具合発

生時の対策立案等の技術面での改善に関する指導及び助言

①中嶋厚 ②艦艇開発隊司令 ③海将補 4嘱託、 艦艇搭載装備品の改善及び開発に関する運用的側面

からの指導及び助言

①齊藤英明 ②技術研究本部電子装備研究所長 4 顧問、 電子機器の研究開発事業に関する技術的側面

からの指導及び助言

①山本高英 ②阪神基地隊司令 ③海将補 **④嘱託**、 航空機搭載装備品の開発及び改善に関する運用的

側面からの指導及び助言

①井出満 ②陸上自衛隊補給統制本部付 ③陸曹長 ④従業員、 守衛業務

①松窪光二 ②第八師団司令部付隊付 ③陸曹長 ④従業員、 半導体素子製造

①波多野俊爾 ②東部方面総監部付 (3) 一等陸佐 4 嘱託、 防衛庁関連事業に関する指導及び助言

 為實努 ②第三師団司令部付 ③三等陸佐 ④従業員、 営業部の各種業務等

①菊川秀夫 ②第八通信大隊付 ③陸曹長 ④従業員、 半導体素子製造

①富島英信 ②第三百十一 基地通信中隊付 ③陸曹長 ④従業員、 半導体素子製造

①江藤直 ②第四十二普通科連隊付 ③陸曹長 ④従業員、 半導体素子製造

①高橋芳信 ②陸上自衛隊補給統制本部付 ③二等陸尉 ④従業員、 品質管理業務

①大廣秀孝 ②第八師団司令部付隊付 ③陸曹長 ④従業員、 警備業務

①齋藤與和 ②第六高射特科大隊付 (3) 一等陸尉 ④従業員、 工場施設の保安業務

①隠樹俊正 ②海上自衛隊第二術科学校付 3 等海佐 4 嘱託、 装備! 品等に関する技術指導

①山本賢一 ②陸上自衛隊関東補給処付 ③二等陸尉 ④従業員、 品質管理業務

①長渡勇三郎 ②第八特科連隊付 ③ 一 等 陸 尉 4 嘱託、 警備業務

①山本公志 ②陸上自衛隊補給統制本部付 3 等陸佐 4 嘱託、 防衛庁関連事業に関する指導及び助

言

①三島木悟 ②第六特科連隊付 ③陸曹長 4 嘱託、 工場施設の保安業務

① 和 田 邦彦 ②第三百十武器野整備中隊付 ③二等陸尉 4 嘱託、 所長車の運転及び入門受付業務

①小松豊生 ②日本原駐屯地業務隊付 ③二等陸尉 **④嘱託、** 保安及び警備業務

①佐竹弘顕 ② 自 「衛隊福· 島地方連絡部総務課付 ③准 陸尉 4 嘱 託 郡山 工場施設の保安業務

①児嶋知典 ②第三十五普通科連隊付 ③陸曹長 ④従業員、 運転手

①橋本藤雄 ②第六高射特科大隊付 ③陸曹長 ④嘱託、 保安業務

① 有 井 二弘 ②航空自衛隊幹部学校付 3 等空佐 4顧問、 航空自衛隊関連事業等の指導及び助言

①菅孝作 ②第百三基地通信大隊付 ③准陸尉 **④嘱託、** 守衛業務

①中原正喜 ②第八特科連隊付 ③陸曹長 4 嘱 託 保安及び警備 業務

①深澤正己 ②第六特科連隊付 ③陸曹長 4 嘱託、 保安及び警備業務

①松井幸雄 ②伊丹駐屯地業務隊付 ③陸曹長 4嘱託、 保安及び警備業務

①振角清 ②伊丹駐屯地業務隊付 ③ 一 等 陸 尉 ④従業員、 警備及び保安業務

 阿部誠 ②陸上自衛隊関東補給処吉井弾薬支処付 ③陸曹長 ④従業員、 品質管理業務

①高江洲謙正 ②第三偵察隊付 ③陸曹長 ④従業員、 警備及び保安業務

①栗田 明 ②第六高射特科大隊付 3 等陸尉 **④嘱託**、 保安及び警備業務

①小松佳正 ②第六高射特科大隊付 ③三等陸尉 4 嘱託、 保安及び警備業務

①佐藤英雄 ②第三通信大隊付 ③陸曹長 4 嘱 託 保安及び警備業務

①中山幸夫 ②自衛隊福島地方連絡部総務課付 ③准陸尉 4嘱託、 保安業務

①矢野慎三郎 ②阪神基地隊付 ③海曹長 ④従業員、 施設保安業務

①田中康雄 ②第五十一航空隊付 ③二等海尉 ④従業員、 航空電子機器の点検修理業務

①佐々木守 ②陸上自衛隊関東補給処吉井弾薬支処付 ③三等陸尉 ④従業員、 警備業務

①五島昇 ②自衛隊阪神病院総務部管理課付 ③陸曹長 4 嘱託、 保安及び警備 業務

①阿久澤清美 ②陸上自衛隊関東補給処吉井弾薬支処付 ③陸曹長 ④従業員、 警備業務

①佐原保治 ②第六高射特科大隊付 ③ 一 等 陸 尉 4 嘱託、 施設保安業務

①立川正二 ②自衛隊阪神病院総務部総務課付 ③准陸尉 ④契約社員、 警備業務

①菅野敏治 ②航空自衛隊第三補給処付 ③空曹長 4 嘱託、 装備! 品品 の維持整備業務

①伊藤茂 ②航空自衛隊第三補給処付 ③准空尉 4 嘱 託 装備 品 の維持整備 業務

1 崎 四郎 ②千僧駐屯地業務隊付 ③陸曹長 ④契約社員、 警備業務

①吉川: 雄二 ②陸上自衛隊中央業務支援隊付 3 等陸佐 4 嘱 託 防衛庁関連事業に関する指導及び

#### 助言

①白岩憲幸 ②第六高射特科大隊付 ③陸曹長 4嘱託、 施設警備業務

<u>1</u> Ш 口明 ②中部方面輸送隊付 ③陸曹長 ④従業員、 設備管理業務

①西山 正範 ②第三後方支援連隊付 ③陸曹長 ④従業員、 設備管理業務

①玉井澄夫 ②中部方面通信群付 ③准陸尉 ④契約社員、 警備業務

①藤原富壽雄 ②高射教導隊付 ③准陸尉 4 嘱 託 施設警備及び管理業務

①水野宏亮 ②艦艇開発隊システム調整官 ③二等海佐 ④従業員、 防衛庁関連事業に関する指導及び

助 言

 東岡繁 ②システム通信隊群司令部付 ③二等海佐 ④従業員、 防衛庁関連事業に関する指導及び助

言

①藤村賢治 ②航空開発実験集団司令部付 ③一等空佐 4 嘱託、 装備品の維持運用に関する業務支援

1 )田中勝 ②防衛医科大学校事務局総務部厚生課長 4 嘱託、 保全に関する社内教育及び社内監査並び

に提出書類等の記載要領についての指導及び助言

①桒野芳壽 ②伊丹駐屯地業務隊付 ③陸曹長 ④従業員、 警備業務

①矢上俊博 ②陸上自衛隊武器学校付 3 等陸佐 4 嘱託、 防衛庁関連事業に関する指導及び助言

①藤澤正夫 ②第三十六普通科連隊付 ③陸曹長 ④従業員、 警備業務

①神野喜久夫 ②航空自衛隊幹部学校付 ③ 一 等 空 佐 4嘱託、 航空自衛隊装備品の開発に関する指導

①大田・ 宏 ②陸上自衛隊高射学校付 ③二等陸佐 4 嘱託、 防衛庁関連事業に関する指導及び助言

①野末博道 ②陸上自衛隊高射学校付 ③准陸尉 4 嘱 託 保安業務

①角和三郎

②通信団本部付

③一等陸佐

④嘱託、

防衛庁関連事業に関する指導及び助言

①佐賀幾雄 ②海上自衛隊東京業務隊付 ③<br />
三等海尉 ④従業員、 防衛庁関連事業支援

① 岡

田

光博

②航空中央業務隊付

③一等空佐

4 嘱託、

航空自衛隊関連事業に関する指導及び助言

①松浦保紀 ②第一電子隊付 3 等陸尉 ④従業員、 通信事業に関する技術指導業務

 本宮由 則 ② 郡 山駐屯地業務隊付 ③准 陸尉 **④嘱託、** 警備業務

①目黒盛 ② 郡 Щ 駐屯地業務隊付 ③陸曹長 **④嘱託、** 警備業務

①柳沼芳 ②第六特科連隊付 ③ 陸 曹長 **④嘱託、** 警備業務

①武田浩二 ②東部方面後方支援隊付 ③准陸尉 **④嘱託**、 警備及び施設管理

①大戸出水 ②舞鶴造修補給所付 3 等海佐 4嘱託、 防衛省関連事業に関する指導及び助言

①見代紀之 ②高射教導隊付 ③陸曹長 4嘱託、 警備業務

①畠山優悦 ②海上自衛隊東京業務隊付 3 等海佐 4 嘱託、 艦艇搭載装備品の開発に関する指導及

び助言

①坂本世高 ②第一高射群付 ③空曹長 4 嘱託、 施設の保安業務

①伊藤昇 ②第六後方支援連隊付 ③陸曹長 ④嘱託、警備業務

①石原次男 ②中央基地システム通信隊付 ③ 一 等 陸 佐 4 嘱託、 陸上自衛隊向け通信事業全般に関す

る指導及び助言

①飯嶋弘 ②陸上自衛隊関東補給処吉井弾薬支処付 ③陸曹長 4 嘱託、

警備業務

①大内義広 ②第六特科連隊付 ③三等陸佐 ④嘱託、警備業務

①池内俊之 ② 第 高射特科団付 3 等陸佐 ④従業員、 防衛省関連事業の指導及び助言

①近藤了 ②海上自衛隊東京業務隊付 3 等海佐 4 嘱託、 航空機搭載システム等に関する指導及び

助言

①森下恵介 ②海上自衛隊東京業務隊付 ③二等海佐 **④嘱託**、 警備業務

①平田峰男 ②誘導武器教育訓練隊付 3 等海佐 ④ 嘱託、 防衛省関連事業に関する指導及び助言

① 武 田民夫 ②北関東防衛局調達部装備第 課課長補佐 4 嘱託、 防衛省の秘密保全業務等に関する支

### 援及び助言

①澤口賀廣 ②陸上自衛隊通信学校付 ③二等陸佐 4 嘱託、 施設警備業務

①土田尚博 ②武山駐屯地業務隊付 ③三等陸尉 4 嘱託、 施設警備業務

①赤尾政二 ②通信団本部付 ③一等陸尉 **④嘱託、** 施設警備業務

①若宮誠 ②中央野外通信群付 ③二等陸尉 4 嘱託、 施設警備業務

①礒村康夫 ②航空自衛隊第三補給処付 ③二等空佐 4 嘱 託 器材維持整備業務

① 熊 田 勇一 ②航空自衛隊第三補給処付 ③三等空佐 **④嘱託、** 器材維持整備 業務

①門 脇 清美 ②陸上自衛隊高射学校付 3 等陸佐 ④専任部長、 陸上自然 衛隊向け防空システム全般に

## 関する指導及び助言

①贄田茂重 ②陸上自衛隊補給統制本部付 ③陸曹長 4嘱託、 施設警備業務

①久保正行 ②第百十七教育大隊付 ③三等陸尉 4嘱託、 施設警備業務

①石井和幸 ②陸上自衛隊高射学校付 ③三等陸尉 4 嘱託、 施設警備業務

- ①馬場雅佳 ②陸上自衛隊通信学校付 ③三等陸尉 **④嘱託、** 施設警備業務
- ①稲葉与志栄 ②陸上自衛隊高等工科学校付 ③准陸尉 **④嘱託、** 施設警備業務
- ①新田智彦 ②情報業務群司令部付 ③一等海佐 ④ 嘱託、 防衛省関連事業に関する指導及び助言

また、これらの者について、三菱電機からは同様の報告を受けている。

## (二十一) について

警察法第五十六条の二第一項の特定地方警務官で国家公安委員会規則で定める者を定める規則 巡査の階級から順次警視の階級まで昇任し、引き続き地方警務官となった者及びこれに準ずるものとして、 にある都道府県警察の警察官 できる範囲では、 和二十二年法律第百二十号)第百六条の二十三第一項の規定に基づく届出等に係る関係書類によって確認 防衛省職員以外の国家公務員であって退職後引き続き三菱電機に再就職したものは、 合計三名であり、 (以下「地方警務官」という。)のうち、その属する都道府県警察において その内訳は、 法務省職員が一名、 特定地方警務官 (警視正以上の階級 国家公務員法 (平成十九 昭

また、 これらの者の①氏名、②退職時の官職、 ③三菱電機再就職時の役職名は、 次のとおりである。 な

年国家公安委員会規則第二十七号)で定める者をいう。以下同じ。)が二名である。

お、三菱電機再就職時の職務内容については把握していない。

法務省

①小野寺力 ②北海道公安調査局長 ③鎌倉製作所総務・人事部長付

特定地方警務官

① 菅壽樹 ②兵庫県警察本部警務部参事官兼播磨方面本部長 ③伊丹製作所総務部長付

①村上正一 ②福岡県博多警察署長 ③九州支社総務部顧問

なお、これらの者については、三菱電機からは聞いていない。

(二十二) について

情報収集衛星の導入決定日以降現在までに、 三菱電機を退職して、 般職の任期付研究員の採用、 給与

及び勤務時間の特例に関する法律 (平成九年法律第六十五号) 第三条、 国と民間企業との間の人事交流に

関する法律 (平成十一年法律第二百二十四号) 第十九条、 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関

する法律 (平成十二年法律第百二十五号) 第三条、 人事院規則一-二十四 (公務の活性化のために民間 0

人材を採用する場合の特例) 第二条又は人事院規則八-十二(職員の任免) 第十八条、 第四十二条若しく

採用され、 用に関する特例) は第四十六条 国家公務員退職後、 (平成二十一年 (二千九年) 第一条を含む。)の規定 三菱電機に再就職した者又は三菱電機に在籍したまま任期付採用等の 四月一日に廃止された人事院規則八-十四 。 以 下 「任期付採用等の規定」という。) により国家公務員に (非常勤職員等の任 規定

条の二十三第一項の規定に基づく届出等に係る関係書類及び人事関係書類によって現時点で確認できる範 により国家公務員に採用され、 国家公務員退職後、 三菱電機に復職した者について、 国家公務員法第百六

囲で、これらの者を採用した府省等 (防衛省を除く。)別に、<br />
①三菱電機を退職した後、 常勤の国家公務

電機に在籍したまま常勤の国家公務員に採用された者の人数、 員に採用された者の人数、 ②三菱電機を退職した後、 非常勤の国家公務員に採用された者の人数、 ④三菱電機に在籍したまま非常勤の ③三菱 国家公

務員に採用された者の人数をお示しすると、 次のとおりである。

内閣官房 ①十七名 ② 零名 ③ 零名 4七名

内閣府 総務省 ① 二 名 ① 零 名 ② 零名 ② 零名 ③ 零 名 ③ 零 名 4七名 **④** 匹

名

文部科学省 ① 零 名 ② 零名 ③ 零名 <u>4</u>三名

経済産業省 ①三名 ②零名 ③一名 ④四名

環境省 ①零名 ②零名 ③零名 ④一名

また、①から④までについて、複数の府省等に同時に在職していた者の重複を除いた合計は、①二十二

名、②零名、③一名、④二十五名である。

## (二十三) について

三菱電機を退職し又は三菱電機に在籍したまま、 任期付採用等の規定により国家公務員に採用され、 現

在も在籍している者について、人事関係書類によって現時点で確認できる範囲で、これらの者を採用した

府省等 (防衛省を除く。) 別に、①三菱電機を退職した後、 常勤の国家公務員に採用された者の人数、 2

三菱電機を退職した後、 非常勤の国家公務員に採用された者の人数、 ③三菱電機に在籍したまま常 勤 の国

家公務員に採用された者の人数、 ④三菱電機に在籍したまま非常勤の国家公務員に採用された者の人数を

お示しすると、次のとおりである。

内閣官房 ①八名 ②零名 ③零名 ④三名

内閣府 ①一名 ②零名 ③零名 ④一名

文部科学省 ①二名 ②零名 ③零名 ④一名

経済産業省 ①十二名 ②零名 ③零名 ④零名

また、 ①から④までについての合計は、①二十三名、 ② 零名、 ③ 零名、 ④五名である。

なお、 これらの者については、三菱電機からは、 内閣官房に関する人数については同様の報告を受けて

おり、それ以外の府省に関する人数については聞いていない。

(二十四) について

お尋ねの「六名」について、その氏名を明らかにすることは、 当該個人の権利利益を害するおそれがあ

ることから差し控えたいが、①JAXA退職時の役職名、②三菱電機採用時の役職名及び職務内容、 ③現

在も三菱電機に在籍している場合はその役職名及び職務内容を、 JAXAから聞いている範囲でお示しす

ると、次のとおりである。

①理事 ②嘱託、技術開発戦略に関する助言

①理事 ②嘱託、技術開発戦略に関する助言

①執行役 ②嘱託、 海外での商業展開に関する助言 ③嘱託、 海外での商業展開に関する助言

- ①グループ長 ②嘱託、技術指導 ③嘱託、技術指導
- ①主任開発部員 ②嘱託、技術指導
- ①主任開発部員 ②嘱託、信頼性管理業務

なお、これらの者については、三菱電機からは聞いていない。

## (二十五) について

これまでにJAXA退職後に内閣衛星情報センターに採用された者は、 一般職の任期付職員の採用及び

給与の特例に関する法律第三条第一項の規定に基づく承認に係る関係書類及び人事関係書類によって確認

できる範囲では、合計で三十五名であり、そのうち現在も同センターに在籍している者は、 十五名である。

この十五名のうち、 課長級未満の職にある者の氏名等については、これを明らかにすることは当該個 人の

権利利益を害するおそれがあること、業務に支障を及ぼすおそれがあること等から、 お答えを差し控えた

11 が、 課長級以上の職にある者の①氏名、②同センターでの官職及び職務内容は次のとおりである。

情報収集衛星の管制に関わる事務等を掌理すること

①土性裕彦 ②副センター所長、 副センターにおける事務を掌理すること ①霜田俊郎

②技術部管制課長、

①Ⅲ井宏仁 ②南受信管制局長、 南受信管制局における事務を掌理すること

# (二十六) 及び (二十七) について

お尋ねの「十七名」については、 全員が内閣衛星情報センターに在籍していた者であるが、 それぞれの

者の氏名等については、これを明らかにすることは当該個人の権利利益を害するおそれがあること、

に支障を及ぼすおそれがあること等から、お答えを差し控えたい。

なお、

三菱電機からは、これらの者の氏名及び同センター退職時の官職について、同センターが把握し

ていることと同様のことを把握している旨聞いているが、 三菱電機再就職時の役職名等については聞いて

いない。

## (二十八) について

お尋ねの「二十六名」については、 その氏名を明らかにすることは、当該個人の権利利益を害するおそ

れがあることから差し控えたいが、①休職前の三菱電機における役職名、②JAXA退職時の役職名、③

三菱電機を退職しなかった者についての三菱電機復職時の役職名及び職務内容を、 JAXAから聞いてい

る範囲でお示しすると、次のとおりである。

① 次 長 ② 職 員 ③ 部 長、 営業

①チームリーダー ② 職 員 ③従業員、 設計 開発

①チームリーダー ② 職 員 ③従業員、 営業

①チームリーダー ② 職 員 ③従業員、 設計· 開発

①従業員 ② 職 員 ③従業員、 設計

開発

①従業員

② 職 員

③従業員、

設計

開発

①従業員 ② 職 員 ③従業員、 設計 開発

② 職 員 ③副課長、 設計 開 発

①従業員

①従業員 ② 職 員

② 職 員 ③従業員、 設計 開発

①従業員

①従業員 ② 職 員 ③従業員、 設計 開発

①従業員 ② 職 員 ③従業員、 設計 開発

①従業員 ② 職 員

①従業員 ②職員 ③従業員、設計・開発

①従業員 ②職員 ③従業員、設計・開発

①従業員②職員③従業員、営業

①従業員 ②職員 ③従業員、設計·開発①従業員 ②職員 ③従業員、品質管理

②職員③従業員、設計・開発

②職員 ③従業員、品質管理

①従業員

①従業員

①従業員

①従業員 ②職員 ③従業員、品質管理

①従業員 ②参事 ③従業員、設計・開発

①従業員

② 職 員

②職員 ③従業員、設計・開発

①従業員

なお、これらの者について、三菱電機からは聞いていない。

(二十九) について

お尋ねの「八名」については、 全員が内閣衛星情報センターに在籍している。

(三十) について

三菱電機の社員であった者で、①三菱電機退職後防衛省に採用され、現在も在籍しているもの、②三菱

電機退職後内閣衛星情報センターに採用され、 現在も在籍しているものの氏名等については、 これを明ら

かにすることは当該個人の権利利益を害するおそれがあること、 業務に支障を及ぼすおそれがあること等

から、お答えを差し控えたい。

三菱電機の社員で、③三菱電機を休職し、 JAXAに採用され、 現在も在籍しているものについて、そ

の氏名を明らかにすることは、 当該個人の権利利益を害するおそれがあることから差し控えたいが、その

休職前の三菱電機における役職名及び職務内容を、JAXAから聞いている範囲でお示しすると、次のと

おりである。

従業員、設計・開発

従業員、品質管理

従業員、設計・開発

従業員、設計・開発

従業員、設計・開発

従業員、設計・開発

従業員、設計・開発

従業員、設計・開発

従業員、設計・開発

従業員、品質管理

従業員、設計・開発

従業員、設計・開発

主席技師長、設計・開発

なお、 三菱電機からは、 ②の者については氏名及び三菱電機退職時の役職名について、③の者について

は氏名、 AXAが把握していることと同様のことを把握している旨聞いており、①の者については聞いてい 休職前の三菱電機における役職名及び職務内容について、それぞれ内閣衛星情報センター及びJ な

これを明らかにすることにより、同センターの今後の情報収集活動に支障を及ぼすおそれがあるものと考 在籍している者に関わるものであるところ、その職は情報収集衛星の運用等に関わる事項であることから、 また、 御指摘の 「業務に支障を及ぼすおそれがある」については、 お尋ねが、 内閣衛星情報センターに

## (三十一) について

えている。

は、 明らかにすることは当該個人の権利利益を害するおそれがあること、業務に支障を及ぼすおそれがあるこ 書類及び人事関係書類によって確認できる範囲では、一名であり、この者は現在も同センターに在籍して いると把握しており、NICTから同様の報告を受けている。また、その者の氏名等については、これを 情報収集衛星の導入決定日以降、 般職 の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律第三条第一項の規定に基づく承認に係る関係 NICTを退職し又は休職して内閣衛星情報センターに採用された者

と等から、

お答えを差し控えたい。

#### (三十二) について

NICTを退職し又は休職して三菱電機に採用された者は、 把握していない。

NICTからは、 NICTを退職して三菱電機に採用された者は把握しておらず、 NICTを休職して

三菱電機に採用された者は、人事関係書類で確認できる範囲では、 零名であると聞いている。

また、三菱電機からは、 NICTを退職し又は休職して、三菱電機に採用された者は七名おり、そのう

ち、 NICTを退職して現在も三菱電機に在籍しているものは二名であり、 NICTを休職して現在も三

菱電機に在籍しているものは零名であると聞いている。 なお、 それらの者の氏名等については、 三菱電機

からは聞いていない。

#### (三十三) について

三菱電機の社員又は社員であった者でNICTに採用されたものは、 把握していない。

NICTからは、三菱電機の社員又は社員であった者でNICTに採用されたものは、 人事関係書類で

確認できる範囲では、十一名おり、そのうち、三菱電機の社員で現在もNICTに在籍しているものは

名であり、三菱電機の社員であった者で現在もNICTに在籍しているものは五名であると聞いている。

また、これらの者について、氏名を明らかにすることは、 当該個人の権利利益を害するおそれがあること

から差し控えたいが、 ①三菱電機在職時の役職名及び職務内容、 ②現在もNICTに在籍している場合に

は現在の役職名及び職務内容を、 NICTから聞いている範囲でお示しすると、次のとおりである。

①従業員、把握していない

①従業員、把握していない

①従業員、研究開発

①従業員、研究開発

①従業員、企画

①従業員、営業 ②非常勤職員、研究開発マネジメント業務

①参与、開発 ②非常勤職員、研究開発

①従業員、開発 ②マネージャー、研究開発

①従業員、開発 ②非常勤職員、研究開発

①従業員、設計 ②非常勤職員、研究開発

# ①専任部長、開発 ②非常勤職員、研究開発

でNICTに採用されたものは把握していないと聞いている。 ŧ のは六名おり、 三菱電機からは、 そのうち現在もNICTに在籍しているものは一名であり、 人事関係書類で確認できる範囲では、 なお、 三菱電機の社員でNICTに採用された それらの者の氏名等については、三 三菱電機の社員であった者

## (三十四) について

菱電機からは聞いていない。

三菱電機の社員又は社員であった者でNEDOに採用されたものは、 把握していない。

り、 事関係書類によって平成十一年度 在職時の役職名及び職務内容、 を明らかにすることは、 た者で現在もNEDOに在籍しているものは零名であると聞いている。また、これらの者について、氏名 NEDO及び三菱電機からは、 そのうち三菱電機の社員で現在もNEDOに在籍しているものは九名であり、 当該個人の権利利益を害するおそれがあることから差し控えたいが、①三菱電機 ②現在も三菱電機又はNEDOに在籍している場合には、 三菱電機の社員又は社員であった者でNEDOに採用されたものは、 (千九百九十九年度) から現在までで確認できる範囲では、 三菱電機の社員であっ 現在の役職名及 五十三名お 人

①従業員、経理

①従業員、設計・開発

①課長、設計・開発 ②把握していない

①課長、設計・開発

①部長、設計・開発

①従業員、設計・開発

①従業員、設計・開発

①従業員、設計・開発

①課長、設計・開発

①従業員、設計・開発

①把握していない

①課長、品質管理

①従業員、設計·開発 ②従業員、設計·開発

①従業員、設計・開発

①従業員、設計·開発 ②従業員、設計·開発

①課長、設計・開発 ②把握していない

①課長、設計・開発 ②従業員、設計・開発

①従業員、設計·開発 ②従業員、設計·開発

①把握していない

①従業員、設計・開発 ②従業員、設計・開発

①把握していない

①従業員、営業 ②従業員、営業

①従業員、営業 ②従業員、設計・開発

①従業員、設計・開発

①従業員、設計·開発 ②従業員、設計·開発

①従業員、設計・開発 ②把握していない

①部長、設計・開発 ②把握していな

41

①課長、設計・開発 ②従業員、営業

①従業員、設計·開発 ②従業員、設計·開発

①把握していない ②把握していない

(打打) とかい (打打) とかい

①従業員、

設計

開発

②従業員、

設計

開発

①従業員、設計·開発 ②従業員、品質管理

①従業員、設計·開発 ②従業員、設計·開発

①従業員、設計・開発 ②従業員、設計・開発

①従業員、営業 ②従業員、営業

①課長、設計・開発 ②従業員、設計・開発

①従業員、営業 ②従業員、営業

①従業員、設計・開発 ②従業員、設計・開発

- ①従業員、設計・開発
- ①従業員、設計・開発 ②把握していない
- ①従業員、設計・開発 ②把握していな
- ①従業員、設計·開発 ②従業員、設計·開発
- ①従業員、設計·開発 ②従業員、設計·開発
- ①把握していない ②従業員、設計・開発
- ①従業員、設計・開発 ②NEDO主査、研究マネジメント業務
- ①課長、設計・開発 ②NEDO主査、研究マネジメント業務
- ①従業員、設計・開発 ②NEDO主査、研究マネジメント業務
- ①課長、設計・開発 ②NEDO主査、研究マネジメント業務
- ①従業員、設計・開発(②NEDO主査、研究マネジメント業務
- ①従業員、設計・開発 ②NEDO主査、研究マネジメント業務①従業員、設計・開発 ②NEDO主査、研究マネジメント業務

①従業員、設計・開発 ②NEDO主査、研究マネジメント業務

①従業員、設計・開発 ②NEDO主査、研究マネジメント業務

(三十五) について

NED〇を退職し又は休職して三菱電機に採用された者は、 把握していない。

NEDO及び三菱電機からは、NEDOを退職し又は休職して三菱電機に採用された者は、 人事関係書

類によって平成十一年度 (千九百九十九年度) から現在までで確認できる範囲では、 零名であると聞いて

いる。

(三十六) について

内閣衛星情報センターを退職後JAROSに採用された者は、 国家公務員法第百六条の二十三第一項の

規定に基づく届出等に係る関係書類によって確認できる範囲では、 零名である。

なお、このことについて、JAROSからは同様の報告を受けている。

(三十七) について

情報収集衛星光学一号機、 同光学二号機、 同レーダー号機及び同レーダ二号機については、 その開発等

必要な情報の収集を主な目的とする情報収集衛星には当たらないため、 ことを目的としたものであり、 お答えしなかったものである。 の事業について内閣衛星情報センターから委託を行ったものではないため、前回答弁書(二)についてで、 外交・防衛等の安全保障及び大規模災害等への対応等の危機管理のために また、 実証衛星については、 新たな光学性能等を軌道上において実証する 前回答弁書 (二) についてで、お

また、これら五機の衛星の製造を請け負った事業者は、 三菱電機である。 答えしなかったものである。

#### (三十八) について

収集衛星の開発等を行う事業者を で随意契約の方式で契約を行っている。 内閣衛星情報センターから情報収集衛星の開発等の事業の委託を受けたJAXA及びNICTは、 「指名型による技術提案方式」 また、 JAXA及びNICTが採用している「指名型による技術 により選定した後に、 当該事業者との間 情報

## (三十九) について

提案方式」は、

会計法令上に特段の定めがあるものではない。

情報収集衛星の導入決定日以降現在までに行われた情報収集衛星の開発等の事業に関し、 文部科学省

(平成十三年(二千一年)一月五日までは科学技術庁。 以下同じ。)から委託を受けたJAXAとその再

委託を受けた事業者との間の契約金額の総計について、 現時点で確認できる平成十五年(二千三年)十月

以降のものを事業者ごとにお示しすると、次のとおりである。なお、前回答弁書(三)についてで述べた

事業者のうち、株式会社日立システムズ、三菱プレシジョン株式会社、株式会社オハラ、有人宇宙システ

ム株式会社、浜松ホトニクス株式会社、ネットワンシステムズ株式会社、株式会社日立製作所、セントラ

ルヘリコプターサービス株式会社及び鹿島建設株式会社に係る契約金額については確認できなかった。

三菱重工業 九十九億千八百六万二百四十六円

三菱電機 四十九億二千二百五十九万九千二百十七円

綜合警備保障株式会社 五億五千九百四十二万九千二百四十三円

NEC東芝スペースシステム株式会社 一億七百四十二万九百九十五円

三菱商事株式会社 八千五百万六千八百六十七円

宇宙技術開発株式会社 七千五百二十一万九千三百二十六円

共同組海運株式会社 六千二百七十八万四十六円

株式会社コスモテック(五千三十八万千三百十円

東日本電信電話株式会社 三千七百三十九万八百六十六円

西日本電信電話株式会社 二千百五十七万四千九百五十八円

財団法人日本宇宙フォーラム
・千八百四十一万四千六百六十円

HIREC株式会社 千六百七十七万九千円

株式会社IHIエアロスペース 千四百五十八万四千九百六十一円

株式会社応用気象エンジニアリング 千四百十二万二千百七十二円

株式会社IHI 千三百五十五万九千五百三十二円

南種子町漁業協同組合 千百三十六万五千八百八十一円

三菱スペース・ソフトウエア株式会社 千百十六万三千六百円

沖電気工業株式会社 九百七十六万七千六百二十五円

TIS株式会社 七百四十九万千三百二十円

明星電気株式会社 六百七十七万千七百六十五円

日本電気株式会社 六百六十二万三千六百四十一円

株式会社ナックイメージテクノロジー
五百五十六万三千六百十四円

ネッツエスアイ東洋株式会社 五百三万八千三百九十四円

日本無線株式会社 四百四十三万七千三百円

株式会社ロケットシステム(当時) 三百九十三万八千円

種子島漁業協同組合 二百九十八万三千九百二十九円

NECエンジニアリング株式会社 百九十八万四千五百円

日本航空電子工業株式会社 百七十六万五千九百五十四円

四国航空株式会社 百七十万三千八百三十五円

川崎重工業株式会社 百六十一万四千十八円

株式会社スペースサービス
百三十九万四千五百四十七円

日油株式会社 百八万六百三十九円

株式会社セノン
八十五万七千五百三十二円

鹿児島県漁業協同組合連合会 七十九万四千七百三十二円

富士通株式会社 十四万九百円

また、これらの契約金額の総計は百六十億九千八百九十三万三千九百七円であり、平成十五年(二千三

年)十月以降、文部科学省が情報収集衛星の開発等の事業に関しJAXAに委託した契約金額の総計は、

百九十億三百五十二万五千九百十五円であり、これらの金額の差は、二十九億四百五十九万二千八円であ

る。

(四十) について

情報収集衛星の導入決定日以降現在までに行われた情報収集衛星の開発等の事業に関し、 総務省 (平成

十三年(二千一年)一月五日までは郵政省。 以下同じ。)がNICTに委託等した金額の総計は、 現時点

で確認できる範囲では、七十三億九百六十九万四千七百七十八円であり、このうち、NICTが三菱電機

に再委託等したものの金額の総計は、 七十億五千五百十五万四千百五十円であり、これらの金額の差は、

二億五千四百五十四万六百二十八円である。

## (四十一) について

お尋ね の情報収集衛星の開発等に関する「差額」は、 JAXA及びNICTにおいてプロジェクト管理

等に使われている。

JAXAにおけるプロジェクト管理等の費用の内訳について、その項目及び金額を、現時点でJAXA

が確認できる平成十五年度(二千三年度)から平成二十二年度(二千十年度)までの範囲でお示しすると、

次のとおりである。

人件費 五十五億五千二百四十九万五千三百六十二円

事務所借料等 十三億五千二百九万四千四百二十八円

旅費・ 事務消耗品・任期付職員経費等 四十四億六千八百八十八万二千四百四十八円

人件費が「のべ何人分になるか」については、 職員の給料はその職位等によって異なることから

お答えすることは困難であるが、各年度末時点において情報収集衛星の開発等に関する業務に携わってい

た在職者数の合計は五百二十九人である。

また、 NICTにおけるプロジェクト管理等の費用の内訳について、その項目及び金額を、 総務省から

の委託等に係るものに関し、 現時点でNICTが確認できる範囲でお示しすると、次のとおりである。

旅費 事 務消耗品 非常勤職員経費等 二億五千四百五十四万六百二十八円

## (四十二) について

お尋ねについては、 三菱電機を再委託先とするJAXA及びNICTの事業に係る再々委託先の事業者

名については、三菱電機からは聞いていないが、JAROSを再委託先とするNEDOの事業に係る再々

委託先の事業者名については、 JAROSからは、 現時点で確認できる範囲では、三菱電機であると聞い

ている。

#### (四十三) について

御指摘 の過大請求については、 過払金の返納 (防衛省の支払債務との相殺を含む。 以下同じ。)は、全

て行われている。

防衛省に対する過大請求について、 お尋ねの 「過大請求が明らかとなった日」については網羅的に確認

することはできないが、①指名停止の措置を行った日、②返納が完了した日を、 防衛省が把握している範

囲でお示しすると、次のとおりである。

日本工機株式会社 ①平成五年 (千九百九十三年) 七月十九日 ②平成六年 (千九百九十四年) 五月二

十七日

藤倉航装株式会社 ①平成七年(千九百九十五年)六月十五日 ②平成七年(千九百九十五年)六月二

十 三 日

日本航空電子工業株式会社 ①平成十年 (千九百九十八年) 九月一日 ②平成十一年 (千九百九十九年)

九月十七日

東洋通信機株式会社 (当時) ①平成十年(千九百九十八年)十月一日 ②平成十四年 (二千二年) 六

月七日

日本電気株式会社 ①平成十年(千九百九十八年)十月一日 ②平成十一年 (千九百九十九年) 十二月

二十四日

ニコー電子株式会社(当時) ①平成十年(千九百九十八年)十一月一日 ②平成十一年(千九百九十

九年)三月十二日

日本電気電波機器エンジニアリング株式会社 (当時) ①平成十年(千九百九十八年)十一月二十四日

②平成十二年 (二千年) 三月二十一日

株式会社トキメック(当時) ①平成十一年 (千九百九十九年) 十一月二十九日 ②平成十二年

年)十一月二日

株式会社富士通ゼネラル ①平成十一年(千九百九十九年)十一月二十九日 ②平成十一年 (千九百九

十九年) 十二月二十一日

東急車輌製造株式会社 ①平成十二年 (二千年) 六月五日 ②平成十三年 (二千一年) 三月九日

日進電子株式会社 (当時) ①平成十二年 (二千年) 十一月八日 ②平成十三年 (二千一年) 七月六日

富士写真光機株式会社(当時) ①平成十二年 (二千年) 十一月八日 ②平成十四年 (二千二年) 七月

三十日

日本飛行機株式会社 ①平成十五年 (二千三年) 五月十二日 ②平成十六年 (二千四年) 二月二十七日

株式会社大原鉄工所 ①平成十六年 (二千四年) 十二月十五日 ②平成十八年 (二千六年) 三月十日

長野日本無線株式会社 ①平成十六年 (二千四年) 十二月十五日 ②平成十八年 (二千六年) 三月二十

四 日

五八

日本無線株式会社 ①平成十六年 (二千四年) 十二月十五日 ②平成十八年 (二千六年) 三月二十四日

株式会社富士インダストリーズ ①平成十八年(二千六年)十一月二十四日 ②平成二十一年 (二千九

年)四月二十四日

株式会社山田洋行 ①平成十九年 (二千七年) 十一月二十二日 ②平成二十三年 (二千十一年) 十一月

二十五日

極東貿易株式会社 ①平成二十年(二千八年)一月七日 ②平成二十一年(二千九年)十二月十七日

(四十四) について

指名停止の措置は当該措置の開始の日前に行われた契約に影響を及ぼすものではないが、 御指摘の過大

請求があった装備品に係る契約の中には、 契約の解除を行ったものもある。

(四十五) について

防衛省及びJAXAにおいては、今般、三菱電機による過大請求が行われていたことを受け、現在その

事実関係について調査を行っているところであり、その結果判明した背景・原因を踏まえ、 再発防止策に

ついて改善すべき点があれば、早急に対処していくこととしている。

#### (四十六) について

お尋ね 0 「監査」 は、 防衛省及びJAXAが、 それぞれ契約の相手方に対して行うものである。

「違約金の徴収に係る特約条項」は、 契約の相手方が虚偽の資料を提出するなどした場合に、 当

該相手方が契約履行のために適正に支出し又は負担した場合の費用に適正利益を加えた金額と契約金額と

の差額の二倍の額を違約金として徴収するものである。

## (四十七) について

これまでにJAXAと三菱電機との間で行われた契約について、①契約全体の件数及び金額の総計、 2

①のうち一般競争入札の方式による契約の件数及び金額の総計、 ③①のうち随意契約の方式による契約の

件数及び金額の総計を、 現時点でJAXAが確認できる平成十五年(二千三年)十月から現在までの範囲

でお示しすると、次のとおりである。

①千五百十七件、三千二百十七億三千七百八十五万千六百五十円 ②十八件、二十九億千三百四十三万

千八百五十円 ③千四百九十八件、三千百八十六億六千九百五十四万四千八百円

なお、 お尋ねの ①年度、 ②契約の案件名、 ③提案を出した複数の事業者名、 ④提案した価格、 ⑤ 契約

金額」については、 調査に膨大な作業を要するため、 お答えすることは困難である。

## (四十八) について

これまでにNICTと三菱電機との間で行われた契約について、①契約全体の件数及び金額の総計、 2

①のうち一般競争入札の方式による契約の件数及び金額の総計、③①のうち随意契約の方式による契約の

件数及び金額の総計を、現時点でNICTが確認できる平成十六年度(二千四年度)から現在までの範囲

でお示しすると、次のとおりである。

①二百二十一件、 五百八十三億二千三十五万千八百五円 ②四十六件、二十一億二千百三十万四千五百

円 ③百七十五件、五百六十一億九千九百四万七千三百五円

#### (四十九) について

平成十年(千九百九十八年)に判明した日本電気株式会社が宇宙開発事業団 (当時) に対して行った過

大請求については、 技術試験衛星Ⅵ型(ETS-Ⅵ)、技術試験衛星Ⅲ型 (ETS一Ⅲ)、国際宇宙ステ

ーション日本実験棟 「きぼう」(JEM)の開発等に関するものである。

また、 日本電気株式会社以外の事業者がJAXA (平成十五年 (二千三年) 九月までは宇宙開発事業団

のほか、宇宙科学研究所、航空宇宙技術研究所を含む。)に対して行った過大請求について、①事業者名、

②過大請求額、 ③契約の案件を、 現時点でJAXAが確認できる範囲でお示しすると、次のとおりである。

①日本航空電子工業株式会社 ②二億三千九百九十二万九千二十一円 ③極超音速飛行実験機やH−Ⅱ

ロケットなどの開発

①東洋通信機株式会社 (当時) ②千九百二十六万千円 ③人工衛星の追跡管制設備の更新

①日本飛行機株式会社 ②一億八千三百七十五万六千八百十七円 ③M-Vロケットの開発